

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成 27 年 4 月 30 日

三次市長 増田 和俊

記

1 協議の場を設けた区域の範囲

三次市全域

2 協議の結果を取りまとめた年月日

平成 27 年 3 月 10 日

3 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

経営体数	法人	42 経営体
	個人	36 経営体

4 3 の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手はあるが十分ではない。

5 農地中間管理機構の活用方針

担い手への農地集積を進める中で、一つの手法として農地中間管理機構を活用する。

6 地域農業の将来のあり方

三次市内で活躍する認定農業者を中心とした「地域の中心となる経営体」への農地集積を推進する。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成 27 年 4 月 30 日

三次市長 増田 和俊

記

1 協議の場を設けた区域の範囲

西組地区（三次市和知町）

2 協議の結果を取りまとめた年月日

平成 26 年 8 月 12 日

3 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

経営体数	法人	1 経営体
	個人	1 経営体

4 3 の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手は十分確保されている。

5 農地中間管理機構の活用方針

農業経営の現状維持を希望する農地所有者を含め、中長期に中心経営体への農地集約を促進する。

6 地域農業の将来のあり方

プランエリア内の農地を担い手に集約するため、農地の出し手は極力農地中間管理機構を活用する。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成 27 年 4 月 30 日

三次市長 増田 和俊

記

1 協議の場を設けた区域の範囲

片野中地区（三次市吉舎町敷地）

2 協議の結果を取りまとめた年月日

平成 27 年 3 月 10 日

3 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

経営体数 法人 1 経営体

4 3 の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手は十分確保されている。

5 農地中間管理機構の活用方針

農業経営の現状維持を希望する農地所有者を含め、中長期に中心経営体への農地集約を促進する。

6 地域農業の将来のあり方

プランエリア内の農地を担い手に集約するため、農地の出し手は極力農地中間管理機構を活用する。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成 27 年 4 月 30 日

三次市長 増田 和俊

記

1 協議の場を設けた区域の範囲

片野上地区（三次市吉舎町敷地）

2 協議の結果を取りまとめた年月日

平成 27 年 3 月 10 日

3 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

経営体数 法人 1 経営体

4 3 の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手は十分確保されている。

5 農地中間管理機構の活用方針

農業経営の現状維持を希望する農地所有者を含め、中長期に中心経営体への農地集約を促進する。

6 地域農業の将来のあり方

プランエリア内の農地を担い手に集約するため、農地の出し手は極力農地中間管理機構を活用する。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成 27 年 4 月 30 日

三次市長 増田 和俊

記

1 協議の場を設けた区域の範囲

田利郷地区（三次市三良坂町田利）

2 協議の結果を取りまとめた年月日

平成 27 年 3 月 10 日

3 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

経営体数	法人	2 経営体
	個人	2 経営体

4 3 の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手は十分確保されている。

5 農地中間管理機構の活用方針

農業経営の現状維持を希望する農地所有者を含め、中長期に中心経営体への農地集約を促進する。

6 地域農業の将来のあり方

プランエリア内の農地を担い手に集約するため、農地の出し手は極力農地中間管理機構を活用する。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成 27 年 4 月 30 日

三次市長 増田 和俊

記

- 1 協議の場を設けた区域の範囲
福田地区（三次市甲奴町福田）
- 2 協議の結果を取りまとめた年月日
平成 27 年 3 月 10 日
- 3 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況
経営体数 個人 7 経営体
- 4 3 の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか
担い手は十分確保されている。
- 5 農地中間管理機構の活用方針
農業経営の現状維持を希望する農地所有者を含め、中長期に中心経営体への農地集約を促進する。
- 6 地域農業の将来のあり方
プランエリア内の農地を担い手に集約するため、農地の出し手は極力農地中間管理機構を活用する。